

青果物の輸送リスク低減のための実証事業に参加してみませんか？

緊急告知

事前案内

1. 現状・輸出事業者等の声

- ①輸送形態や輸送時間等が国内向けと大きく異なる。
- ②国内では起こることがない通関上のトラブルも多い。

リスク要因が不明瞭

保険料が合理的ではない

2. 実施内容（予定）

(1)対象品目 ※いずれかの品目のみの参加も可能です

りんご、ぶどう、もも、かんきつ、かき、いちご、かんしょ

(2)主な応募要件

- ①実証への協力（事前ヒアリング対応、ロガーの設置、データの提供等）に同意できること
- ②三井住友海上火災保険(株)の「輸出食品専用保険」に加入し、保険付保情報や事故情報の開示に同意できること ※個人情報等は公開されません

(3)実施期間 ※参加いただける品目や時期等によっても異なります

令和6年7月中下旬頃から令和7年2月末頃まで

詳細なリスク分析により、
リスクの所在を明確化

メリット ※詳細な条件等は正式な募集時にご案内します

本実証で取り扱った輸出額

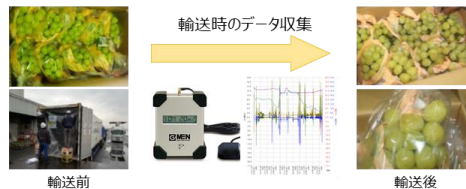
100万円当たり8千円

を**協力費**として
お支払いします！



取組イメージ

1. 輸送過程で起こった事象や包材や鮮度保持技術等の有効性等に係るデータの収集



2. リスク評価・分析、成果取りまとめ

- ①リスク評価・分析を行い、リスクの所在やリスク低減に寄与する輸送方法・条件を明確化。
- ②結果について、品目団体等を通じて、輸出事業者等にフィードバック。

(注) 実施内容は現時点の予定であり、変更の可能性があります。7月中目途に正式な募集を開始する予定です

事前登録・お問合せ先

三井住友海上火災保険(株) 公務開発部 開発チーム (担当:澤田)
 Tel:03-3259-4384 E-Mail:koumu_kaihatsu@ms-ins.com
 登録フォーム:<https://forms.office.com/r/J5QiYkEFbX>

メールでの連絡又は事前登録をいただいた方には、
正式な募集が開始されれば、個別にご案内します！



↑登録はこちら

輸出食品専用保険のご案内

GFP会員プラン

輸出食品専用保険の特徴

- 海上輸送(コンテナ入り)や航空輸送で輸出される食品を対象とする外航貨物海上保険です。
- 輸送中の偶然・外来の事故による貨物の損害を補償します。
- 輸出食品専用保険では、通常の外航貨物海上保険では補償されない**腐敗・品質劣化損害**や**温度変化損害**を含めて補償します。
- オプションで、**輸入不許可命令**が出されたことによって発生する損害についても年間100万円を限度※に補償が可能です。

※Delivered (DAP, DPU, DDP)条件の場合は200万円が限度となります。

GFP会員プランの主な特徴

GFP会員プランでは、1事故あたりのお支払限度額を以下のとおり引き上げます。

	腐敗 品質劣化 損害(注1)	温度変化 損害(注2)
一般プラン	500万円	1,000万円
GFP会員プラン	550万円	1,500万円(注3)

(注1) 冷蔵・常温貨物について、輸送中に生じた腐敗・品質劣化損害を補償します。

(注2) 冷凍貨物について、リーファーコンテナの故障等偶然・外来の事故により、輸送中に発生した温度変化損害を補償します。

(注3) 1輸送あたりの最大輸送額を参考に、1,500万円を上限として1事故あたりのお支払限度額を設定します。

本保険の対象となる貨物

温度帯	貨物の種類				
	青果物	水産物	畜産物	飲料 含むアルコール	加工食品 瓶・缶入り、乾物
常温	○		×		○
冷蔵(5度以下)			○		
冷凍(-15度以下)			○		

輸入者から損害の負担を要求された場合も補償

CIF条件では、輸出本船に貨物が積まれたあとは荷受人である輸入者がすべての損害を負担することとなりますが、梱包の不完全等を理由に、輸送中の腐敗・品質劣化損害や輸入不許可命令による返送・転送費用等※について**輸出者である貴社が損害の負担を求められる可能性があります。このような場合に貴社が負担する損害を補償します。**

※ ただし、輸入不許可命令による費用・損害については、オプション特約のセットが必要です



補償事例

写真はイメージです。

腐敗・品質劣化損害※

ドライコンテナ(冷凍・冷蔵装置のないコンテナ)でたまねぎを輸送したところ、輸入通関に想定以上に時間を要したことに
よって腐敗損害が発生!

損害額
550万円

保険金お支払い
495万円
(自己負担割合:10%を適用)



※ 見込み損害額が100万円を超える場合は、本船到着後10日以内に損害査定をご依頼ください。万が一、10日以内に損害査定依頼がされなかった場合には、1事故あたりのお支払限度額が100万円へと縮小されるためご注意ください。

温度変化による損害※

リーファーコンテナ(冷凍・冷蔵装置を有するコンテナ)でマグロを輸送したところ、リーファーコンテナの故障により解凍損害が発生!

損害額
1,500万円

保険金お支払い
1,500万円



※ ただし保険金の支払いにあたっては前提条件を満たしている必要があります。詳細は当社社員までご照会ください。

輸入不許可命令による損害※

輸入国政府から貨物を日本に返送するよう指示があり返送費用が発生!
燻蒸命令をうけオレンジを燻蒸した結果、格落ち損害が発生!

損害額
100万円

保険金お支払い
90万円
(自己負担割合:10%を適用)



※ オプション特約のセットが必要となります。検査証明書等の書類の不備や食品添加物等の特定の事由を原因とする損害は補償の対象となりません。詳細は当社社員までご照会ください。

保険料例

〈 輸入不許可命令による損害を補償する特約のセットがない場合 〉

	青果物	水産物	畜産物	その他加工品・アルコール類等
年間輸出金額	3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円
1事故あたりの支払限度額	温度変化損害:1,500万円/腐敗・品質劣化損害:550万円			
年間保険料	300,000円	350,000円	450,000円	350,000円

- 上記補償例は、ご説明用のもので実例ではありません。
- このチラシは「輸出食品専用保険(GFP会員プラン)」の特徴を記載したものです。一部の損害については保険金をお支払いしない場合があります。詳細については「外航貨物海上保険」のパンフレットおよび協会貨物約款・特約をご覧ください。

三井住友海上火災保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

《 お問い合わせ先 》

三井住友海上火災保険株式会社
公務開発部 開発チーム (担当:澤田)

Tel:03-3259-4384 E-Mail:koumu_kaihatsu@ms-ins.com